

令和5年度第2回（前半部分）一宮市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会議事録

日 時：令和5年10月16日（月）13時30分～14時15分

場 所：一宮市役所14階1401大会議室

出席者：委員10名（名簿参照）

事務局6名（福祉部長、福祉部次長、障害福祉課長、障害福祉課専任課長、障害福祉課主査）

1. 開会

- ・事務局＞令和5年度に入り、変更があった委員の紹介。

第1回分科会で議事としていた、副会長の選任に伴う運営規程の改正について、6月開催の社会福祉審議会承認されたことを報告。

- ・会長挨拶＞今年度は、第7期障害福祉計画等の策定年度で、本日は前半部分、後半部分と2部構成である。後半部分は計画策定の議事である。障害者福祉に関し委員の皆さんから幅広く意見をお聞きし、一宮市の障害者福祉の推進に寄与できるように務めていきたい。

2. 議事

(1) 審査部会について

- ・審査部会会長より報告。

一宮市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会は、社会福祉審議会運営規程第8条に基づき設置されている。奇数月の第3火曜日に10名の委員で開催。手帳の等級、医師・医療機関（薬局含む）の指定について審議している。

また、一宮市身体障害者程度判定医設置要綱の改定を行った。後任の判定医との引き継ぎ期間を設けるため、判定医の任期を2年から2年1ヶ月に改定した。指定医指今年度、実施している身体障害者診断書・意見書作成スキルアップ事業について報告。記載内容の漏れ、不備、等級誤り等の発生を抑制するため、指定医のスキルアップを目的としている。特に件数の多い、肢体不自由用の診断書について、記載内容のチェックを行い、不備などの傾向を把握している。

- ・質疑

特になし

(2) 一宮市障害者基本計画等について

- ・事務局より報告。令和3年度に第3次障害者基本計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を一体的に策定し、障害福祉計画は令和3年度から6年間、障害

福祉計画、障害児福祉計画は3年間の計画であり、今年度は第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定を当分科会で実施。

障害者基本計画の施策の取り組み内容、令和4年度の各種サービス量について補足をまじえ、令和5年4月から8月の実績をもとに、見込み量と令和4年度実績と比較しながら傾向を説明。

・ 質疑、意見

委員> 同行援護について、見込量744時間であるが、令和4年度の実績は399時間である。この見込量と実績の差はどのように考えているか。同行援護の申込をしてもなかなか利用できない、断られたと私の団体に相談に来る。事業所に通っている方だと利用できるが、単発のお願いだと人材が足りない、時間が取れないと言われる。こういった問題について、何か違う方法、事業所の対応の充実を図るような施策を検討できないか。

会長> この見込量の算出について考え方を事務局から説明をいただけるか。

事務局> 算出の考え方については当時の資料はないため、この場ではお答えできない。委員からの意見について、令和3年度実績は380時間、令和4年度実績は399時間で、利用自体は広がっている傾向にある。それ以上にニーズがあるとも思う。サービス提供事業所が付き合いのある方に対しては、サービス提供がしやすい一方で、新規で利用したい場合にとっては、ハードルが高く、課題と感じている。そもそも提供体制として不足していることも問題ではある。同行援護は国の制度であり、市として独自で単価設定をできない。例えば、複数回利用する方にサービスを提供する場合と、新規の方をサービス提供する場合、事業所に係る負荷が違うため、報酬の部分で差があると、受入れのしやすさを変わるのではと感じている。令和6年3月の報酬改定の動向も見守りながらではあるが、利用しやすいサービスにしていかなければと思う。見込量の関しての精査は必要である。乖離の原因が事業所不足ということであれば、広げるための取組も含めて考えなければと思う。

委員> 国の制度のため難しいことはあるが、現行の制度に頼るだけでなく、一宮市独自の仕組みを考えられないのか。

事務局> 場合によっては考えなければならないと思うが、既存の制度がある中で、複数の制度で支えることはあまりいい方法ではない。どれほど困っている方がいるのか、解決方法は他にないのか考えたい。

会長> 同行援護は、令和3年度と4年度でそこまで実績は増えていないが、見込量はこれだけ大きく出されているのは、何らかの理由があると思う。後半の議事の内容に影響してくる話だと思う。

委員> 16ページ。計画相談支援の実績と見込量があるが、これはセルフプランが

入った数字か。セルフプランが中心になっているという話を聞くので、このあたりについてはどう考えているか。

事務局>セルフプランは除いた数字である。セルフプランの割合は障害児と障害者のサービスとは大きく状況が違う。障害児のサービスで著しく高い。障害者手帳を取得し、サービスを利用するような方ではなく、医師の診断書によって、早期に療育をしていこうという障害児の方が、保護者が記入するものである。障害者のサービスも約10%がセルフプランである。例えば就労系サービスを利用される方で、自身でサービスの内容の良し悪し分かる方であればセルフプランでもいいと考えているが、相談支援専門員の第三者の目線でアセスメント、モニタリング等が保障されることになるので、サービス等利用計画を作成してもらうのが理想である。現在、重度障害者受入れ補助金という名前で、強度行動障害や重度障害をお持ちの方が受入れしやすい、事業所にインセンティブが働くような補助制度を臨時事業として取り組んでいる。そのメニューの中に、相談支援専門員の増員をできるような補助制度を設けた。障害者基幹相談支援センターに参画している社会福祉法人等に呼びかけ、今年度から開始した。その効果が見られるのはまだまだであるが、改善傾向を見ながら進めていきたい。

委員>私のところにも、相談支援専門員がなかなか見つからないと相談がある。セルフプランでやらざるを得ないという声が多々聞こえてくる。そういう意味では、相談できる先が増えることは安心につながる。

委員>9ページ。「経済的な安定に向けた支援」とある。障害者手帳の等級と、障害年金の等級は必ずしもイコールになっていない。障害を持ったために仕事ができなくなり、生活ができないことのセーフティーネットとして、障害年金がある。ある障害によれば、1級、2級でも障害年金はもらえない。市からの手当等はあるが、それだけでは生活できない。こういった方の救済方法があれば教えてほしい。

会長>障害年金のことを説明する。今、障害者手帳と障害年金の話があった。手帳だと、身体、知的、精神の3種類ある。身体障害者手帳は1級から6級、7級状態が2つあれば、併せて6級になる。概ね1・2級が重度、3・4級が中度、5・6級が軽度という扱いである。知的障害の方は療育手帳で、Aが重度、Bが中度、Cが軽度。難しいのが精神障害者保健福祉手帳で、1級から3級があり、1級が重度、2級が中度、3級が軽度となっている。何が難しいかというと、障害者の数はどれだけかというのは、通常身体障害、知的障害は手帳の数が障害者の数で、行政は統計を出す。精神障害に関しては、手帳を取ったとしても使えるサービスが少なかったり、スティグマの問題、障害を自ら認めることになるので、あえて手帳を取らない方もいる。必ずしも、手

帳の数が障害者の数に反映できるとは限らない。今、精神手帳の数でいうと、120万人が取得しているが、実際はその2倍はいると言われている。かたや、障害年金はどうかという、現在、全障害で230万人は障害年金を受給している。障害年金の種類は18種類ほどある。目、耳、肢体などある。難しいのはダブルスタンダード。6年前から障害年金は一括で審査されるようになった。肢体不自由など外部の障害は、概ね機能レベルで審査される。両足切断なら1級。永久認定のため、障害状態確認届は出す必要がない。今後年収がいくらあろうが、就労状況に関係なく1級である。ところが、内部障害や知的障害、精神障害は有期認定であり、1年から5年の範囲で再度、障害状況確認届を出す。要は、機能レベルではない。活動レベルで判定される。就労状況等も審査に影響される。そのような複雑なこともありながら、どう手帳と障害年金がリンクするかであるが、典型的に分かりやすいのが精神障害者保健福祉手帳である。障害年金があれば、年金証書を出せばそのまま手帳の等級になる。ところが、逆はそうはいかない。障害年金が結構ハードルが高いのが一般的である。例えば、身体障害者手帳の3級だから、必ずしも障害年金が2級になるかと言えばそうではない。そこは、診断書作成医の書いた診断書があり、面談がないため、それが障害年金センターで、障害認定審査委員という医師が判定し、どういう等級になるか。かたや手帳は、指定医が何級相当と書く。大抵その等級になるが、年金はそうではない。作成医がいくら何級相当と書こうが関係なく、一から判定をする。難しいのは、客観的なデータでいける機能レベルでの肢体障害、内部障害はデータで決まる。一方で、活動レベルでいく内部障害、知的障害、精神障害はどう評価するか、判定するかによって認定医の判断の仕方が変わってくる。手帳でいえば重度扱いなのに、年金は中度扱いが出てくる。必ずしも均衡状態が保たれているとは言いづらいということが言える。

委員>内部障害や精神障害だと、ある程度理解できる。視覚障害の方が、弱視が進行し、仕事も解雇され、障害年金を申請してもダメだとはねられてしまう。生活ができない。再就職する術もない、ある程度の年齢になっていると、手に職をつけることもできない。私も間に入り、障害年金センターとやり取りしたことがあるが、判断基準が非常に曖昧である。目が悪くても体が元気であれば仕事はできると言われた。だが、目が見えなくなったことが原因で、仕事を解雇され、仕事ができなくなった。それを説明してもなかなか受け入れてもらえない。そういう事情もある。

会長>確かに事例ごとに違うところはある。障害認定基準という通知に書かれている内容と実態を精査しながらになる。そのあたりのことも研修会である

とか、何らかの形で伝える機会を事務局と考えていきたい。

3. その他

- ・ 令和 6 年度について、専門分科会は年 1 回程度の開催を予定している旨事務局より説明。
- ・ 閉会